

柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 指摘事項に対する回答一覧表
 <耐津波設計方針関連>

管理番号	指摘区分	指摘日	指摘事項	備考
419-1	審査会合	H28.11.29	沈下量の算定をする各段階の不確実性と、それに対して十分に保守的な配慮をしていることについて説明すること。	第433回にて回答済み (別添1 添付資料2に反映)
419-4	審査会合	H28.11.29	遡上解析に用いる条件としてT.M.S.L.+5mの敷地に限定して沈下量を2.0mとしているが、これを全体的に適用することが遡上解析の上で保守的であることを説明すること。	第433回にて回答済み (別添1 添付資料2に反映)
419-5	審査会合	H28.11.29	遡上解析については(例えば津波により破壊される施設と破壊されない施設の組合せ方について、最終的な解析結果が保守的となるように組み合わせるのか、施設の耐久性などを踏まえて現実的な組合せとするのか、など、解析の前提がわからないと沈下量が2.0mで良いという判断がつかないため)、解析の全体的な流れが分かるように説明すること。	第433回にて回答済み (別添1 添付資料2に反映)
419-8	審査会合	H28.11.29	遡上解析の結果を説明する際は、液状化により沈下する施設と沈下しない施設を明確に示した上で説明すること。	第433回にて回答済み (別添1 添付資料2に反映)
419-2	審査会合	H28.11.29	沈下想定について、遡上解析上は保守的な一様沈下を考慮するとしても、SA対策(特にアクセスルート)の実現性の観点からは、一様沈下よりも詳細な沈下分布を示すこと。	第441回(アクセスルート)にて回答済み
419-3	審査会合	H28.11.29	(可搬型重大事故等対処設備)保管場所及びアクセスルートに対する地震影響の検討(免震重要棟、電気洞道等含む)で評価する沈下量の設定に対する考え方の方向性を整理して説明すること(具体的にはT.M.S.L.+5m盤に設定する沈下量2.0mとの整合性、地震影響の検討における保守性、許容遡上高さ(施設の設置高さ)への反映の考え方など)	入力津波の設定における設計上の不確かさ(潮位のばらつき、地殻変動、地震による防潮堤・防波堤の損傷、地盤沈下・斜面崩壊)の考慮について整理し、資料に反映した。また、遡上域の浸水深を追記した。
419-6	審査会合	H28.11.29	遡上解析、耐津波設計等の各検討において基本ベースの位置付けとして防潮堤の有無、沈下の有無をどのように整理しているのかについて説明すること。	外郭防護の評価のための地盤の沈下の考慮について検討を行い、資料に反映した。
433-6	審査会合	H29.1.25	地盤の変状・防波堤の有無等の不確かさを踏まえて、入力津波を整理した上で、最も保守的な値を入力津波として施設・設備の設計に用いる方針であることを説明すること。	なお、保管場所及びアクセスルートに関しては、第441回審査会合(アクセスルート)にて一部回答済み。
433-7	審査会合	H29.1.25	地盤沈下量2m、潮位のばらつき、防波堤の有無等の入力津波における設計上の不確かさとして、津波遡上解析の中でどのように組み込まれ、考慮されているのか説明すること。	【資料反映箇所】 II 1.4 (2) [P49-P52]
433-8	審査会合	H29.1.25	入力津波の水位(標高)だけでなく、水深を示した上で、外郭防護として各施設・設備の設計に対して、どのような入力津波及び津波許容高さを設定しているか整理した上で、入力津波及び浸水深の設定の考え方を改めて説明すること。	添付資料2 [P447-P532] 添付資料29 [P865-877]
419-7	審査会合	H28.11.29	荒浜側が津波により浸水することを想定した場合、1~4号機の原子炉建屋及び制御建屋に加え、廃棄物処理施設やボイラなど、常用系の施設もある。これらが浸水したとしても、今回申請がなされている6,7号のSA対策に影響が出ないことを説明すること。	荒浜側敷地が浸水した場合の影響を「直接的影響」について、荒浜側敷地に設置するクラス3設備を抽出し、「津波から防護する」、「代替手段を確保する」のいずれかが達成可能であることを確認した。 また、波及的影響についてアクセスルートへの影響を評価し、アクセス性が確保可能であることを確認した。 (第441回審査会合(アクセスルート)にて回答済み)
433-1	審査会合	H29.1.25	常用電源系の回路や焼却炉建屋のクラス設定も含めて、防護対象を網羅的に抽出していることを説明すること。また、抽出された設備の防護対策又は安全機能の代替手段についても説明すること。	【資料反映箇所】 添付資料32 [P890-P911]
433-2	審査会合	H29.1.25	津波防護対象設備を内包する建屋及び区画の設置された敷地は、先行実績において、海水ポンプ室、屋外に海水ポンプを設置する区画等を含めて敷地としており、同建屋・区画に流入させない設計というのは、従来の設計方針を緩くしたように受けとれるため、今後詳細を説明するとともに再検討すること。	先行実績と同様の考え方であり、海水ポンプを設置する区画等を含めて敷地としているものであることから、誤った解釈とならないように記載を適正化した。 【資料反映箇所】 II 2.2(1) [P121] II 3.2(1) [P324]
433-3	審査会合	H29.1.25	津波遡上解析に用いた敷地内の地形データは、竣工図に基づくとしているが、いつの時点のデータを用いているか明確にした上で、最新の地形データに基づいていることを説明すること。	津波遡上解析に用いた地形データに関する説明やモデル化の適切性について追記した。また、津波遡上解析に用いた数値シミュレーションの妥当性について、資料に追記した。
433-4	審査会合	H29.1.25	敷地内地形データにおいて、標高等が詳細に再現できる適切なモデルであることについて、詳細に説明すること。	【資料反映箇所】 II 1.3(1) [P38,39] 添付資料6 [P584-593]
433-5	審査会合	H29.1.25	基準津波においては、解析プログラムの妥当性の検証を記載しているが、それと入力津波の算定用プログラムの検証結果を関連づけて説明すること。	【資料反映箇所】 II 1.3(1) [P38,39] 添付資料6 [P584-593]
433-9	審査会合	H29.1.25	資料中の表、図面等について、それぞれ何を示しているのか等について、丁寧に説明すること。	最高水位一覧や水位時刻歴波形等の図表について、何を示しているかわかるよう適正化した。 【資料反映箇所】 添付資料2 [P493-515]